

## 松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会事務要領

### (総則)

- 1 この要領は、松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)及び松戸市環境部清掃施設整備課(以下「事務局」という。)の事務について定める。

#### (選考委員会及び事務局の事務)

- 2 松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会条例第2条に規定する選考委員会の所掌事務及び事務局の事務分担を次に掲げる。
  - (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第5条第1項の実施方針の策定に関する事項に関し、選考委員会は、調査審議するものとする。
  - (2) 法第7条の規定による特定事業の選定に関する事項に関し、選考委員会は、調査審議するものとする。
  - (3) 募集要項及び事業者の選定基準の策定に関する事項に関し、選考委員会は、調査審議するものとし、事務局は、事業者選定基準のうち事業者参加資格基準及び事業提案審査基準に関し、選考委員会の同意を要するものとする。
  - (4) 事業者となろうとする者の選考に関する事項に関し、選考委員会は、事業者となろうとする者が提出した参加表明書及び提案書を調査審議し、最優秀提案及びその次点を選定するものとし、事務局は、最優秀提案及びその次点の決定手続き事務を行うものとする。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、松戸市が必要と認める事項に関しては、選考委員会と事務局が協議し決定する。
- 3 その他選考委員会は、委員長が必要と認める事項を事務局に指示する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、事業者が選定される日、その効力を失う。